

特定退職金共済制度

この制度は、中小企業退職金共済制度の補完として商工会が実地するものです。

よりよい従業員の確保こそ企業繁栄の基礎。退職金制度の完備は、それを保証します。

制度の特色

- この制度の採用により、安定した退職金制度が確立できます。
- この制度の採用により、法律で定められた退職金支払いのための保険措置が講じられます。
- 掛け金は従業員 1 人あたり月額 30,000 円まで損金（必要経費）として扱われ、従業員の給料にもなりません。税制適格年金（企業年金）・中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。
- 他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- 年金と一時金が退職者の選択制になっています。

掛金

- 1 口 1,000 円として従業員 1 人につき最高 30 口（30,000 円）まで加入できます。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。

給付金

- 給付金はいかなる場合（懲戒解雇の場合も含む）にも事業主にはお支払いできません。
- 給付金は直接従業員へ支払われます。

退職金

加入5年以上または満70歳に達した従業員が退職し、年金の支給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。なお年金の支給期間は10年です。

退職一時金

加入従業員が退職し、一時金の支給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。

死亡退職一時金

加入従業員が死亡により退職したときにご遺族に支払われ、退職一時金に、税込中の掛金1口につき10,000円加算した金額が支払われます。